

令和5年度 第2次小山町環境基本計画策定業務
公募型簡易プロポーザル審査要領

1 総則

この要領は、令和5年度 第2次小山町環境基本計画策定業務優先交渉権者選定審査会における審査について、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法等

(1) 優先交渉権者決定までの手順

優先交渉権者決定までの手順は、以下のとおりとする。

実施項目	実施内容
ア 企画提案書一式の受付	本町は、参加者から提出された企画提案書一式を確認し、速やかに審査員に配布する。
イ 企画提案の評価	審査会は、企画提案書の内容を確認・精査するためにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。 審査会は、企画提案書を評価し、評価点を算出する。
ウ 評価点の集計・ 優先交渉権者の選定	審査会は、イの結果から総合評価点を確定する。 審査会は、総合評価点を基に優先交渉権者と次点候補者を選定する。
エ 優先交渉権者の決定	本町は、ウの結果を受けて、優先交渉権者を決定する。審査の結果は企画提案書の提出者に個別に通知する。

(2) プレゼンテーション及び質疑・応答の実施

ア プレゼンテーション

企画提案書を提出した者は、20分程度のプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは企画提案書の内容に即して実施し、補足資料の他、追加画像やデータを含むパワーポイント等を用いる事が出来る。

スクリーン、プロジェクター及びPCは審査会が用意したものをを使用することとし、特殊な機材等の使用は認めない。

また、使用するファイル等はウイルスチェックを施した記憶媒体に保存し、操作は提案者が行うこと。

イ 質疑・応答

審査会は、プレゼンテーション後に続けて、10分程度の質疑・応答を実施する。

(3) 評価項目

(100 点満点)

審査項目	評価内容	配点
ア 業務内容の理解度	業務委託の目的や内容について十分に理解しているか。	15
イ 提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	15
ウ 提案内容の独創性	独自のノウハウや発想に基づく提案内容が含まれているか。	15
エ 業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	15
オ 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
カ 専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10
キ 経費積算の妥当性	業務内容に対する積算金額は妥当か。また、経費配分は適切か。	10
ク 価格評価	次の計算式により得た得点（小数点以下切り捨て） $10 \text{ 点} \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{提案者の提案価格})$	10

(4) 評価点の算定及び優先交渉権者の選定

- ア 審査員は評価項目に基づいて企画提案者の評価を行い、評価採点表を提出する。
- イ 審査会は各委員の評価点の合計を基に優先交渉権者及び次点候補者を選定する。
なお、評価点の平均が 60 点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。
- ウ 提案者が 1 者の場合は、評価点が 60 点以上であれば、候補者とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に従っていない場合
- ウ 価格提案書の金額が実施要領 2 (4) の委託料限度額を超える場合
- エ 評価の公正性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合